

一定の要件を満たすと認められる方は、被爆者健康手帳を受け取ることができます。



「黒い雨」に遭ったと思われる方は、被爆者健康手帳の交付申請をしてください。
申請書・診断書の様式は、裏面の申請先・問い合わせ先でお渡します。
申請は運用開始日（2022年4月1日）より前でも受付できます。

2022年4月1日から新たに被爆者健康手帳を受け取るための要件は次の2つです。

要件① 広島「黒い雨」に遭ったこと

- 「黒い雨」に遭い、遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況などが2021年7月の広島「黒い雨」訴訟判決の原告と同じような事情にあったことが確認できること。
 - ※ 要件に該当するかどうかは、必要に応じて広島「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や通学先・勤務先の分かるものなど）を求め、個別に審査します。
 - ※ ご家族から「黒い雨」に遭ったと言われた記憶があるが、ご自身が「黒い雨」に遭ったかどうかは分からない場合など、手帳交付の対象になるか不明なときは、ご相談ください。

～広島「黒い雨」～

広島に投下された原子爆弾による「黒い雨」については、広島原爆戦災誌に、次のように記録されています。

しゅうりゅう
驟雨（黒い雨）

被爆当日は、終日、巨大な塔状の積乱雲が発達した。その黒雲は、爆発後二〇分ないし三〇分から、つぎつぎと北北西方へ移動していき、午前九時から午後四時ごろの間にわたって「驟雨現象」を起した。

驟雨（にわか雨）は、市中心部では軽く、西部（己斐・高須方面）と北部（可部方面）では土砂降りの豪雨となった。

要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。
 - ※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

◇ 11種類の障害を伴う一定の疾病

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ① 造血機能障害を伴う疾病
再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など | ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病
慢性腎炎、慢性腎不全など |
| ② 肝臓機能障害を伴う疾病
肝硬変など | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障 |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病
悪性新生物など | ⑨ 白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。 |
| ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病
糖尿病、甲状腺機能低下症など | ⑩ 呼吸器機能障害を伴う疾病
肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病
くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など | ⑪ 運動器機能障害を伴う疾病
変形性関節症、変形性脊椎症など |
| ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病
高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など | ⑫ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
胃潰瘍、十二指腸潰瘍など |

手続きの流れ

申請

お住まいの市町村を管轄する保健所に、被爆者健康手帳の交付申請を行います。

- ・申請様式は、上記保健所にてお渡し又は郵送します。
- ・被爆者健康手帳交付申請書に加え、次の関係書類の添付が必要となります。
 - 〔「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や通学先・勤務先に分かるものなど）
 - 〔障害を伴う一定の疾病にかかっていることを確認できる診断書（必須）
- ・申請は運用開始日（2022年4月1日）より前でも受付できます。
- ・必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

審査

茨城県が、申請内容について要件に該当するかどうか審査します。

- ・申請内容確認の為、審査には一定の時間を要します。

結果

茨城県が、申請者に審査結果を通知し、要件に該当する方に被爆者健康手帳を交付します。

- ・2022年3月31日までに申請した場合、運用開始日（2022年4月1日）から有効になります。

■ 健康管理手当の申請を同時に行うことが可能です。

- ・支給対象は、現在、障害を伴う一定の疾病（白内障の手術歴（眼内レンズ挿入者）のみの場合は除きます）にかかっている方です。
- ・申請内容について、茨城県において認定審査が行われます。（審査には一定の時間を要します。）
- ・**2022年4月末日までに**手当の申請をした場合、**2022年5月分の手当から支給**されます。（2022年度の手当額は34,900円/月の予定です。）
- ・同時申請を行い、健康管理手当の申請書に診断書を添付した場合、被爆者健康手帳の交付申請書への診断書の添付は不要です。

■ その他手当等の申請・案内をご希望される場合は、下記までお問い合わせください。

申請先・問い合わせ先

保健所名	電話番号	お住まいの市町村
中央保健所	029-241-0100	笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
ひたちなか保健所	029-265-5515	ひたちなか市、東海村、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、大子町
日立保健所	0294-22-4188	日立市、高萩市、北茨城市
潮来保健所	0299-66-2114	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
竜ヶ崎保健所	0297-62-2161	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、河内町、利根町、美浦村、阿見町
土浦保健所	029-821-5342	土浦市、石岡市、かすみがうら市
つくば保健所	029-851-9287	常総市、つくば市、つくばみらい市
筑西保健所	0296-24-3911	筑西市、結城市、桜川市、下妻市、八千代町
古河保健所	0280-32-3021	古河市、坂東市、五霞町、境町
水戸市保健所	029-243-7315	水戸市

茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課
※令和4年4月1日以降は「保健医療部健康推進課」

029-301-3220